

令和4年度第1回江別市情報公開審査会

日 時：令和4年7月19日（火）

18時00分から

場 所：江別市民会館21号室

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

ア 令和3年度情報公開制度の実施状況について

イ 江別市情報公開条例の一部改正について

(2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
(諮問)

(3) その他

3 閉 会

令和 3 年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表

(1) 情報公開制度

実施機関	決定区分	決定件数		前年度比 (件)
		令和 3 年度	令和 2 年度	
市長	全部公開	4	5	▲1
	一部公開	12	6	6
	非公開	0	1	▲1
	不存在	6	1	5
	計	22	13	9
教育委員会	全部公開	0	0	0
	一部公開	2	0	2
	不存在	1	0	1
	計	3	0	3
水道事業管理者	全部公開	2	2	0
	一部公開	0	0	0
	不存在	0	0	0
	計	2	2	0
消防長	全部公開	4	0	4
	一部公開	0	0	0
	不存在	0	0	0
	計	4	0	4
合計		31	15	16

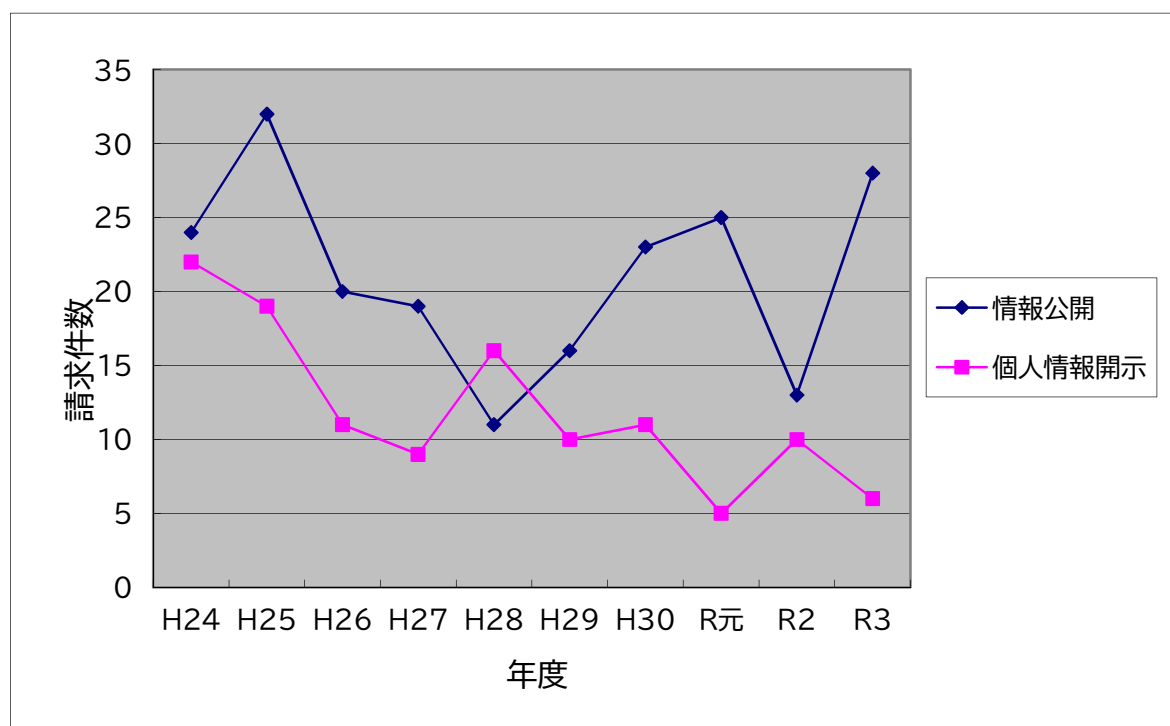
(2) 個人情報保護制度

実施機関	決定区分	決定件数		前年度比 (件)
		令和 3 年度	令和 2 年度	
市長	全部開示	4	5	▲1
	一部開示	0	2	▲2
	不存在	1	1	0
	計	5	8	▲3
消防長	全部開示	2	3	▲1
	一部開示	0	0	0
	不存在	0	0	0
	計	2	3	▲1
合計		7	11	▲4

情報公開及び個人情報開示請求件数の推移

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
情報公開	24	32	20	19	11	16	23	25	13	28
個人情報開示	22	19	11	9	16	10	11	5	10	6



令和 3 年度情報公開制度の実施状況

No.	請 求 内 容	実施機関	決定区分	理 由 等
1	①江別鉄道林環境緑地保護地区の区域の変更について（照会） ②江別鉄道林環境緑地保護地区の区域の変更について（回答） ③北海道環境審議会の決定文書（3月10日開催）	市長	全部公開 （①及び②）	
			不存在（③）	請求内容を含む公文書が存在しないため
2	①令和3年度江別市配水管工事単価表 ②令和3年度江別市公共下水道管理用代価表	水道事業管理者	全部公開	
3	特殊建築物の定期報告台帳 令和2年度報告対象 防火設備関係分 （希望事項：建築物の建物名、住所、建築用途、階数、延床面積、防火設備に係る令和元年度報告年月日、防火設備の有無）	市長	全部公開	
4	消防本部管内の休止施設を除く法人の地下タンク貯蔵所、屋内外タンク、貯蔵所、一般取扱所、給油取扱所（自家用を含む）を有する事業所一覧、設置場所、類別、品名（灯油、軽油、A重油）、容量	消防長	全部公開	
5	①令和3年度江別市配水管工事単価表 ②令和3年度江別市公共下水道管理用代価表	水道事業管理者	全部公開	
6	危険物第四類（ガソリン、灯油、軽油、重油）を貯蔵取り扱う危険物施設で次の項目について ・名称 ・油種 ・設置年月日 ・タンク容量（L） ・住所	消防長	全部公開	
7	株式会社帝国データバンクの商品を利用した部署、商品名、金額がわかる公文書（2019年度および2020年度分、納税課）	市長	一部公開	法人等に関する情報であって、公にすることで法人の権利や競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがある情報に該当

No.	請 求 内 容	実施機関	決定区分	理 由 等
8	株式会社帝国データバンクの商品を利用した部署、商品名、金額がわかる公文書（2019年度および2020年度分、情報図書館）	教育委員会	一部公開	法人等に関する情報であって、公にすることで法人の権利や競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがある情報に該当
9	株式会社帝国データバンクの商品を利用した部署、商品名、金額がわかる公文書（2019年度および2020年度分、企業立地課）	市長	一部公開	法人等に関する情報であって、公にすることで法人の権利や競争上の地位等の正当な利益を害するおそれがある情報に該当
10	危険物第四類（灯油、重油）の貯蔵タンク（貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、屋外貯蔵タンク）2,000L以上で次の事項について ・施設名称 ・施設区分 ・設置場所 ・油種 ・設置完成検査年月日	消防長	全部公開	
11	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定による届出に係る公文書	市長	不存在	請求内容を含む公文書が存在しないため
12	令和2年度に係る陳情書等受理簿	市長	一部公開	個人及び法人等に関する情報に該当
13	大麻出張所に係る職員ごとの事務の分担の状況を示した公文書（直近の内容を示したものに限り）	市長	不存在	請求内容を含む公文書が存在しないため
14	令和3年度市長・副市長公務日程表	市長	全部公開	

No.	請求内容	実施機関	決定区分	理由等
15	公文書公開決定通知書 公文書非公開決定通知書 (令和2年度、市長決定分)	市長	一部公開	個人及び法人等に関する情報に該当
16	事務引継書 (平成30年度から令和3年度分、総務部総務課)	市長	一部公開	個人に関する情報及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当
17	①学校において、マスクの着用が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に効果があるという科学的根拠を立証する書類 ②特に症状のない者のマスク着用が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染防止に確実な効果があるという科学的根拠を立証する書類(令和3年6月30日時点での最新の知見の根拠となる文書)	教育委員会	不存在	請求内容を含む公文書が存在しないため
18	①学校において、マスクの着用が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に効果があるという科学的根拠を立証する書類 ②特に症状のない者のマスク着用が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染防止に確実な効果があるという科学的根拠を立証する書類(令和3年6月30日時点での最新の知見の根拠となる文書) ③新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の無症状感染者が他者に感染させるという科学的根拠を立証する論文等、又は江別市が調査研究した報告書・論文等の資料 ④「新型コロナウイルスは存在する。」と江別市が認定するに当たり、その科学的根拠とした論文等、又は江別市が調査研究した報告書・論文等の資料	市長	不存在	請求内容を含む公文書が存在しないため
19	国籍別年齢別男女別人員調査(令和3年8月1日～)	市長	全部公開	
20	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間で損害保険(共済を含む)の契約締結をした案件の内、動産総合保険証券(生涯学習課)	教育委員会	一部公開	個人及び法人等に関する情報に該当

No.	請求内容	実施機関	決定区分	理由等
21	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間で損害保険(共済を含む)の契約締結をした案件の内、賠償責任保険証券、総合生活保険(損害補償)証券、新型コロナワクチン集団接種時の針刺し事故に関する保険の加入について起案一式(新型コロナウイルス感染症対策室)	市長	一部公開	個人及び法人等に関する情報に該当
22	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間で損害保険(共済を含む)の契約締結をした案件の内、企業総合保険証券(子ども育成課)	市長	一部公開	個人及び法人等に関する情報に該当
23	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間で損害保険(共済を含む)の契約締結をした案件の内、損害保険、機械保険に関する文書(市立病院事務局管理課)	市長	一部公開	個人及び法人等に関する情報に該当
24	①一時扶助明細書 ②ケース記録 ③電子ケースファイル ④現業員が定期訪問等で用いる調査票(生活状況等を把握するために用いる書類) ⑤ケースワーカーの過去10年間の人数、担当世帯数 ⑥「実施体制の整備について」の北海道監査による指摘事項	市長	一部公開 (①~③、 ⑤及び⑥)	個人に関する情報に該当
			不存在 (④)	請求内容を含む公文書が存在しないため
25	江別市一般旅客自動車運送事業者支援給付金申請書添付書類としての車検証(バス事業者に関するもののみ)	市長	一部公開	個人に関する情報に該当
26	広報えべつこの広告掲載業務における直近3回分の契約締結伺、契約書	市長	一部公開	事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当

No.	請求内容	実施機関	決定区分	理由等
27	<p>令和2年4月1日以降、公開請求までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第一号）のうち、以下「対象住所一覧」の住所の工事の場所とするもの</p> <p>①北海道江別市見晴台88-13 ②北海道江別市向ヶ丘5-2 ③北海道江別市上江別西町1-9 ④北海道江別市上江別南町21-9 ⑤北海道江別市西野幌498 ⑥北海道江別市大麻桜木町14-12 ⑦北海道江別市大麻新町27-63 ⑧北海道江別市大麻東町18-12 ⑨北海道江別市朝日町36-6 ⑩北海道江別市文京台南町17-30 ⑪北海道江別市萌えぎ野西17-11 ⑫北海道江別市野幌若葉町86-5 ⑬北海道江別市野幌住吉町33-6 ⑭北海道江別市野幌末広町1-10 ⑮北海道江別市野幌末広町17-16 ⑯北海道江別市緑町西1丁目32</p>	市長	<p>一部公開 (④、⑧及び⑯)</p> <p>不存在 (①～③、⑤～⑦及び⑨～⑮)</p>	<p>個人に関する情報に該当</p> <p>建設リサイクル法に基づく届出がないため</p>
28	江別市管内における、休止施設を除く、地下タンク・屋内タンク貯蔵所・屋外タンク貯蔵所を所有する事業者名、場所、品名（ガソリン・灯油・軽油・A重油）タンク容量	消防長	全部公開	

新旧対照表

○江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）

（総務部総務課総務係）

（第2条の改正）

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p>